

平成29年度 第2回地域包括支援センター運営協議会

日 時 平成30年2月27日（火）
午後7時00分～
場 所 市役所16階 中会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

- ア 地域包括支援センターの新規業務について
- イ 地域包括支援センターの事業評価（自己評価・ヒアリング）について

(2) 協議事項

- ア 地域包括支援センターの事業評価（運営協議会による評価）について
- イ 平成30年度宇都宮市地域包括支援センター運営事業実施方針について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

- 資料1 医療・介護連携支援センター等の設置について
 - ・別紙1-1 地域包括支援センターのブロック区分（案）
 - ・別紙1-2 地域包括ケアシステムにおける支援体制（案）
- 資料2 認知症初期集中支援推進事業の実施について
 - ・参考資料1 認知症初期集中支援チームに繋ぐまでのフロー（案）
- 資料3 地域包括支援センターの事業評価（自己評価・ヒアリング）について
 - ・別紙2 平成29年度地域包括支援センター運営事業に関する評価シートまとめ
 - ・参考資料2 地域包括支援センターの事業評価について
- 資料4 地域包括支援センターの事業評価（運営協議会による評価）について
 - ・別紙3 総合評価シート総評（案）
- 資料5 平成30年度宇都宮市地域包括支援センター運営事業実施方針（案）

宇都宮市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

No.	氏 名	推薦団体等名称及び役職名	区分
1	むらい くにひこ 村井 邦彦	一般社団法人宇都宮市医師会 理事	職能団体
2	うすい やすすけ 白井 康祐	一般社団法人宇都宮市歯科医師会 理事	〃
3	かすや まちこ 糟谷 真知子	公益社団法人栃木県看護協会 理事	〃
4	おおたけ あきお 大武 秋雄	一般社団法人栃木県社会福祉士会	〃
5	やまもと あきこ 山本 晃子	NPO法人とちぎケアマネジャー協会 理事	〃
6	ふくだ こうさく 福田 光作	宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会 副会長	サービス 事業者
7	しおざわ たつとし 塩澤 達俊	宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会 会長	〃
8	なかやま たけお 中山 剛夫	宇都宮市自治会連合会 副会長	地域関係 団 体
9	ひやま かずこ 檜山 和子	宇都宮市民生委員児童委員協議会 会長	〃
10	おおしま かずお 大島 一夫	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会 事務局長	〃
11	おの あつし 小野 篤司	宇都宮短期大学人間福祉学科 講師	学 識 経 験 者
12	やまだ ちい子 山田 ちい子	宇都宮介護者の会 事務長	被保険者

* 上記における区分欄中の表記について

職能団体 : 介護・介護予防サービスに関する職能団体

サービス事業者 : 介護・介護予防サービスに関する事業者

地域関係団体 : 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業を担う関係者

学識経験者 : 地域ケア等に関する学識経験者

被保険者 : 介護保険の被保険者や介護・介護予防サービスの利用者

医療・介護連携支援センター等の設置について

1 目的

市民が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護連携を支援する窓口を設置することにより、在宅医療と介護サービスを市民に一体的に提供する体制の構築に資することを目的とする。

2 実施方法

- ・ 実施にあたっては、終末期医療や認知症ケアなどの医療に関する専門的知識や地域の在宅医療関係者とのネットワークが必要になることから、それらを有する市医師会や基幹病院に、医療的な助言や、認知症初期集中支援チームへの医師の派遣調整などを市の委託により実施する。
- ・ 地域の医療・介護等従事者と緊密に連携が図れるよう、市内を東・西・南・北・中央の5ブロック（別紙1-1参照）に分割し、各地域における事業を実施・推進するとともに、各ブロックの連携支援、地域連携データベースの管理・運営等を集約的に行う連携基幹拠点を設置する。

【連携基幹拠点（医療・介護連携支援センター）】

市医師会

【ブロック拠点（医療・介護連携支援ステーション）】

東・北ブロック： NHO宇都宮病院

西ブロック： NHO栃木医療センター

南ブロック： JCHOうつのみや病院

中央ブロック： 済生会宇都宮病院

- ・ 医療・介護連携支援センター及び医療・介護連携支援ステーションは、地域連携室等の看護師、医療ソーシャルワーカー、保健師、主任介護支援専門員など、医療・介護に関する専門知識を有する職員が担う。

3 医療・介護連携支援センター等の位置付け（別紙1-2参照）

- ・ 医療・介護連携を含む地域包括ケアシステムの構築に向け、本市や地域包括支援センターと一体となって、医療・介護に関する連携支援を行う。
- ・ 特に医療・介護連携支援センター等では、終末期医療や認知症ケアなどの医療に関する専門的知識や、地域の在宅医療関係者との関係などを活かし、市民の身近な相談窓口である地域包括支援センターや地域の医療・介護従事者に対して、医療的な助言や、認知症初期集中支援チームへの医師の派遣調整などを行うなど、医療・介護サービスの一体的な提供に向けた後方的な支援を行う。

4 実施内容

【連携基幹拠点（医療・介護連携支援センター）】

- ・ 「ブロック連携拠点」からの相談業務と連携支援
- ・ ブロック連携拠点との「地域連携会議」の開催
- ・ 「在宅連携ポータルサイト（データベース）」の管理と運営
- ・ 「どこでも連絡帳」の登録・活用支援
- ・ 退院支援に係る医療機関へのヒアリング 等

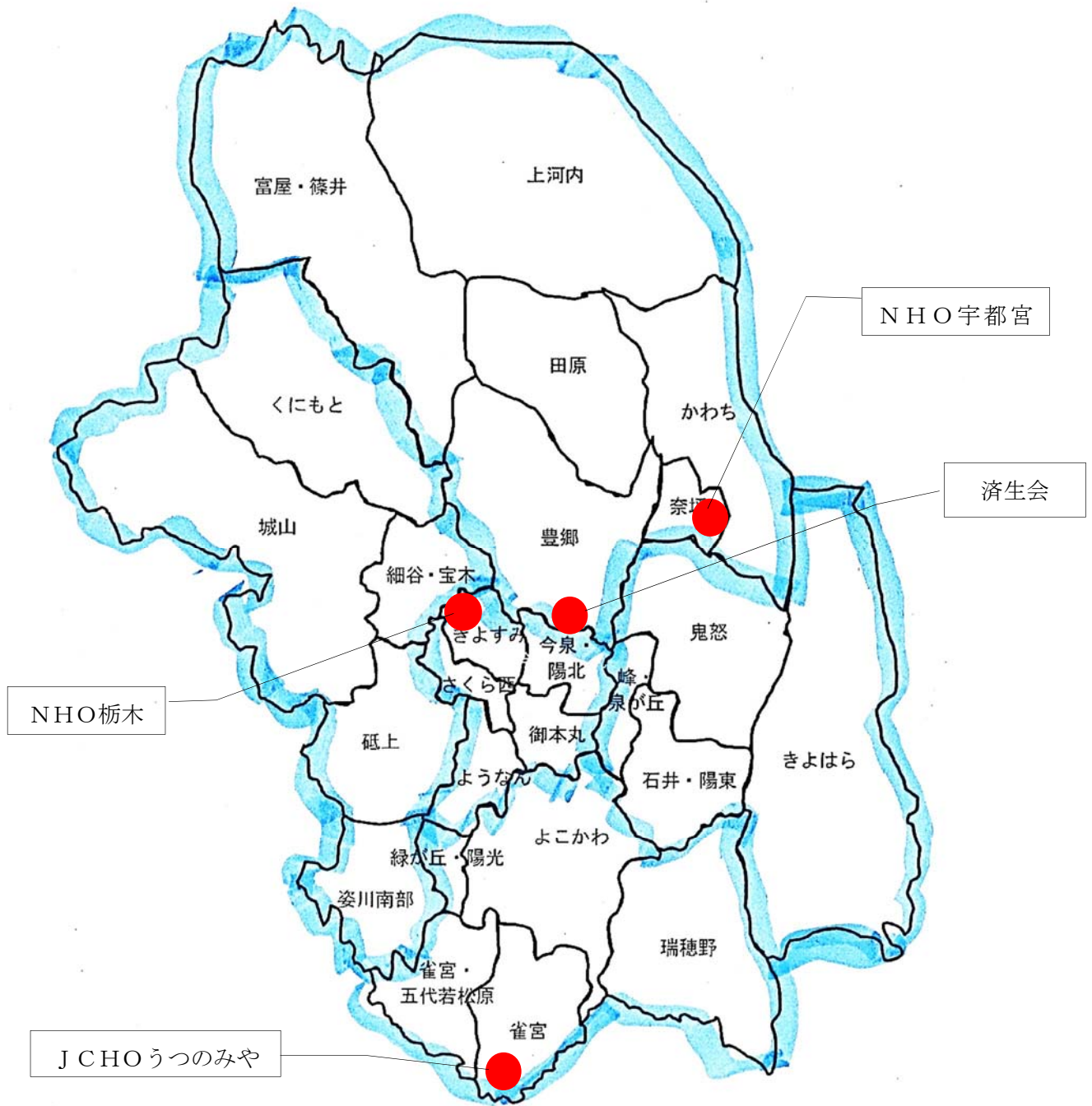
【ブロック拠点（医療・介護連携支援ステーション）】

- ・ 主にブロック内の医療・介護等従事者からの相談業務と連携支援
- ・ ブロック内の地域包括支援センターを対象とした情報交換会の実施
- ・ 多職種の間に見える関係の構築に向けた研修の実施
- ・ 「認知症初期集中支援チーム」への医師の派遣調整
- ・ 「地域ケア会議」への医療従事者の参加調整 等

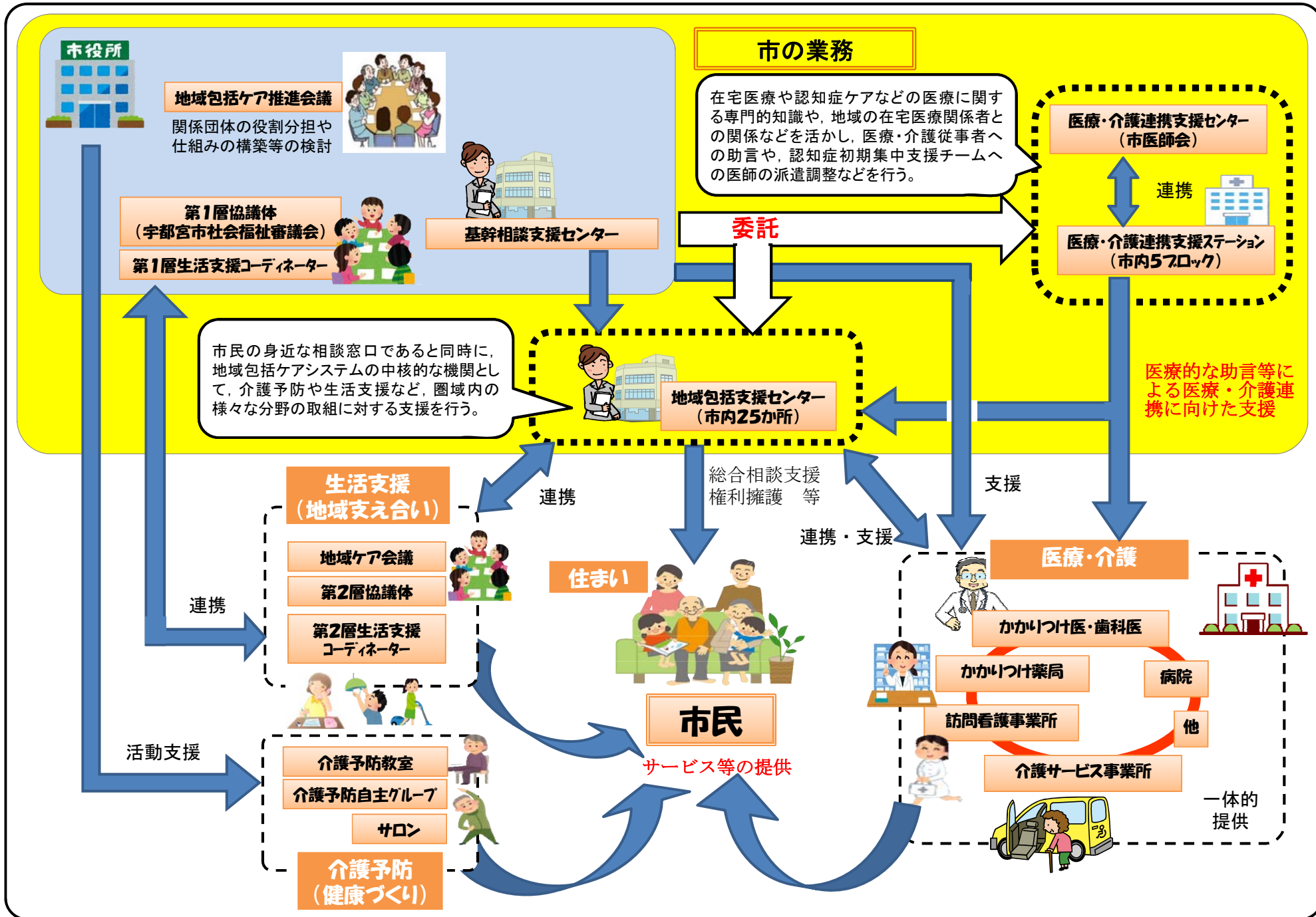
5 今後のスケジュール

平成30年	2月	医療・介護関係団体への事業説明
	3月	市医師会及び基幹病院との委託契約に係る具体的な調整
	4月	委託による事業の開始

地域包括支援センターのブロック区分（案）



ブロック	担当区域（地域包括支援センターの圏域）
東	きよはら, 鬼怒, 石井・陽東, 峰・泉が丘
西	城山, 砥上, 姿川南部, 細谷・宝木, くにもと
南	緑が丘・陽光, よこかわ, 雀宮・五代若松原, 雀宮, 瑞穂野
北	富屋・篠井, 上河内, 田原, かわち, 奈坪, 豊郷
中央	きよすみ, さくら西, 今泉・陽北, 御本丸, ようなん



認知症初期集中支援推進事業の実施について

◎ 趣旨

本市における認知症初期集中支援推進事業の実施について報告するもの

1 背景

(1) 国における位置付け等

認知症施策推進総合戦略において「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供」に向けた早期診断・早期対応のための体制整備として「認知症初期集中支援チームの設置」（認知症初期集中支援推進事業）が位置付けられており、平成30年度から市町村で実施することとしている。

(2) 本市における経過

- | | |
|---------|--|
| 平成27年度～ | ・ 認知症初期集中支援チーム検討部会設置 |
| | ・ 本市における認知症初期集中支援チーム（以下、チーム）の在り方、設置の方向性等について協議 |
| 平成29年度 | ・ 事業フレームについて決定 |

2 事業概要

複数の専門職が、家族訪問、アセスメント、家族支援等の初期支援を包括的・集中的（おおむね6か月以内）に行い、自立生活をサポートする。

3 認知症初期集中支援チームの概要

(1) 対象

本市では、「日時や場所といった状況把握ができない」、「妄想など周囲に影響を与える」、「頻繁に徘徊している」などの行動が見られる方や、行動面から明らかに精神的な疾患がある方で、公的なサービスや医療機関につながっていない人、医療的なアドバイスを受けたい人、医師を交えて相談したい人などを主な対象者とする。

(2) 基本構成

- | | |
|----------------------------|----|
| ・ 地域包括支援センター職員（ケアマネ、保健師等） | 2名 |
| ・ 医師（認知症サポート医、認知症疾患医療センター） | 1名 |
| ・ 市保健師 | 1名 |

(3) 体制

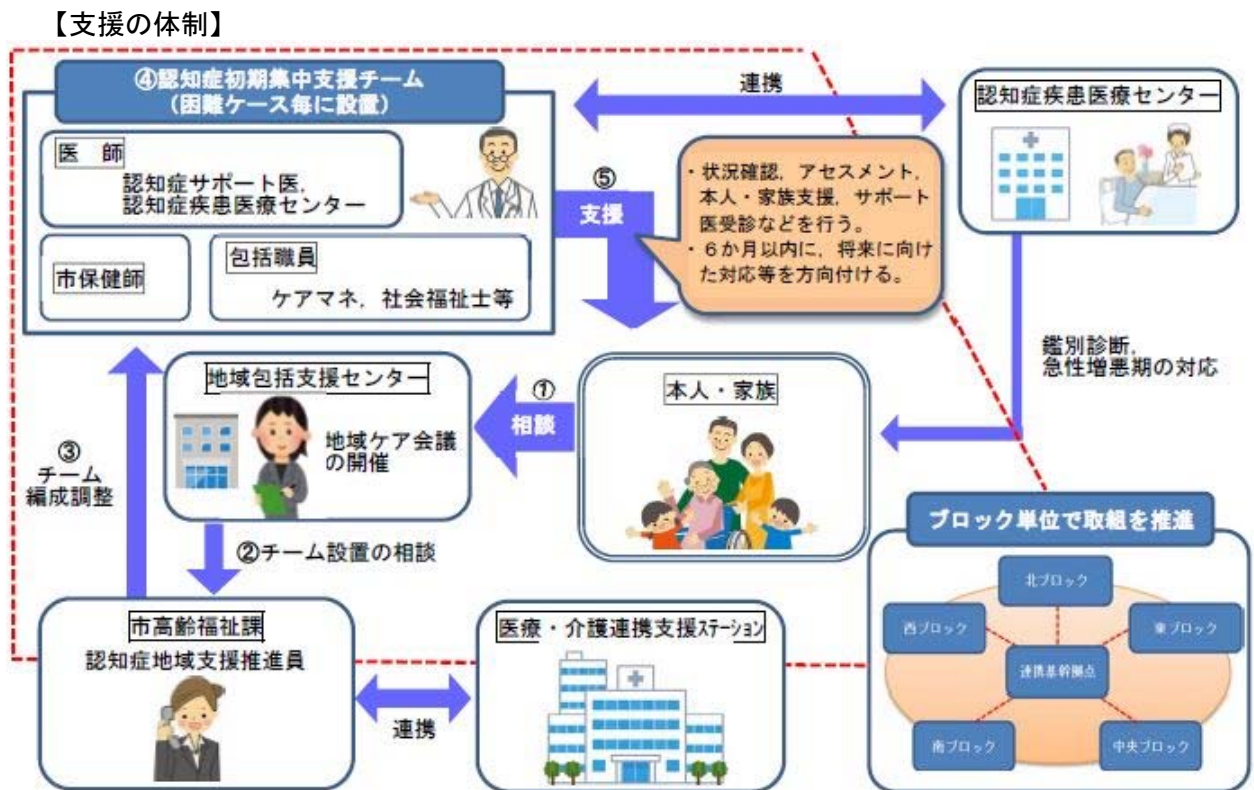
チームは常設の機関ではなく、ケースに応じ、必要な時に、必要な人員で構成するチームを設置することで、効果的に機能する「チームアプローチ体制」とする。

(4) チーム設置に向けた調整等

- ・ チームの設置に向けた調整機能は、行政（高齢福祉課）が行う。
- ・ チームの設置に当たっては、地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議において、支援チームの必要性について検討する。

(5) 支援内容

- ・ アセスメント（対象者の把握や必要な支援に関する評価）
- ・ 適切な医療機関受診や介護サービス利用に関する支援
- ・ 認知症の重症度に応じた助言
- ・ 生活環境改善に向けた助言
- ・ 初期集中支援終了後の関係機関（主治医，担当ケアマネジャー等）への支援の引き継ぎ，その後のモニタリング



4 チームの円滑な稼働に向けた準備

(1) 実施手順書の作成

チームの活動を円滑に進めることができるよう，相談者（認知症の人や家族介護者）を支援するための実施手順を示す「実施手順書」を作成する。

(2) チーム員研修

- ・ 支援チームのチーム員は、国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講(※)し、支援に必要な知識・技能を習得する必要がある(認知症サポート医は免除)ことから、本市におけるチーム員の対象者を集め、事業開始前に、研修を実施する。
- ・ 事業開始後においても、新規チーム員等に対し、「認知症初期集中支援チーム員研修」への受講の機会を確保する。

※ やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能となっている。

【対象者】

- ・ チーム員
地域包括支援センター職員，認知症サポート医，市保健師
- ・ 関係機関
認知症疾患医療センター，基幹病院（医療・介護連携支援ステーション）

【内容】

- ・ 実施手順書に沿った事業説明（本市）
 - ・ 研修のポイントについて説明
（医師：村井委員， 地域包括支援センター：上杉委員）
- ※ 受講に当たっては、事前に、厚生労働省のチーム員研修の動画を視聴することを必須とする。
- ※ 時間は、2時間程度とする。

(3) 事業の周知

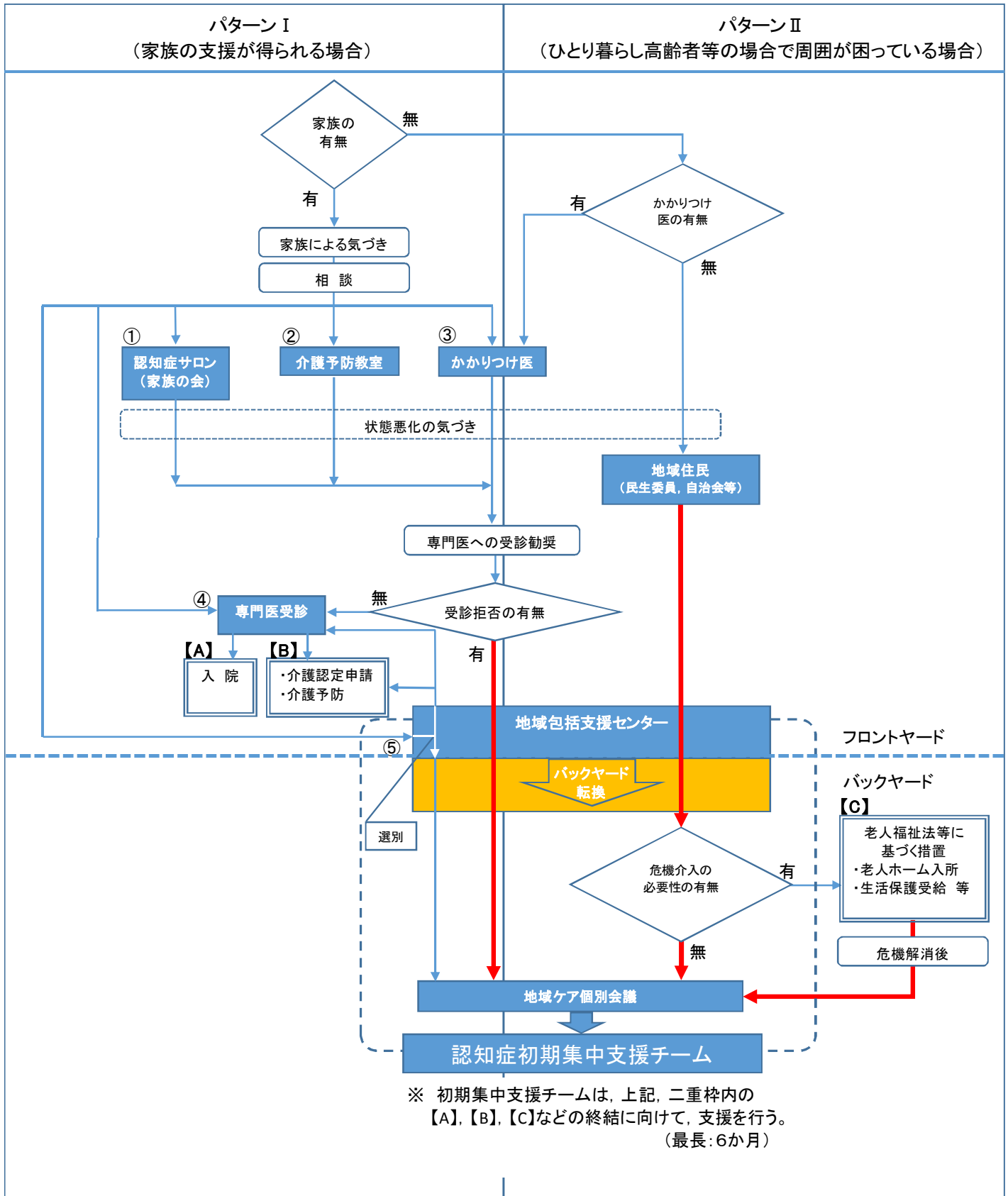
できる限り早期の段階から、訪問支援対象者となる見込みの者を認知症初期集中支援チームにつなげるため、支援チームの活動内容等を医療機関のほか、民生委員や自治会長などに広く周知する。

5 今後のスケジュール

平成30年	2月27日	地域包括支援センター運営協議会（概要説明）
	3月15日	チーム員研修① （地域包括支援センター担当者会議の後に開催）
	3月22日	チーム員研修②
	4月～	事業開始 事業周知

認知症初期集中支援チームに繋ぐまでのフロー(案)

<平成30年2月22日版>



地域包括支援センターの事業評価（自己評価・ヒアリング）について

◎ 趣 旨

地域包括支援センター事業評価の実施結果について報告するもの

1 実施内容

運営事業に関する評価シートを用いて、運営体制・業務実施状況について、地域包括支援センター職員による自己評価及び市職員によるヒアリングを行った。

評価期間：平成29年4月1日～9月30日

(1) 自己評価について

- ・期間：平成29年10月1日～10月13日
- ・方法：地域包括支援センター職員による評価指標ごとに自己評価

(2) ヒアリングについて

- ・期間：平成29年11月20日～12月8日
- ・方法：市職員が各センターに出向いて、センター職員数名から自己評価内容、活動状況、業務実施上の課題等について聞き取り

2 自己評価結果について — **別紙2** 参照

(1) 運営体制等の評価（運営体制等評価シート（シート①））

すべての項目について、「できている」「おおむねできている」と答えたセンターが85%以上であった。

※「一部できていない」項目については、個別にセンターへ助言・指導

(2) 業務実施状況等の評価（業務実施状況評価シート（シート②））

「支援困難事例のうち、多職種が協働し支援内容について検討する地域ケア個別会議を開催している」の指標を除いて、「できている」「おおむねできている」と答えたセンターが70%以上であった。

【評価が低かった項目】

- ・地域におけるネットワーク構築における社会資源マップリスト作成・更新
⇒社会資源の把握に留まらず、活用方法等についての検討が必要
- ・実態把握における訪問等の実施
⇒実態把握の方法や内容等について検討が必要
- ・成年後見制度・虐待予防・消費者被害に関する周知
⇒周知方法や内容等についての見直し、関係機関と連携した取組が必要
- ・介護支援専門員からの困難事例等を地域ケア個別会議につなぎ支援内容を検討
⇒介護支援専門員から情報が入る仕組みの検討が必要
- ・地域ケア会議開催
⇒会議運営マニュアル等を活用した目的や機能に関する市、センター、住民、関係団体の共通理解が必要

3 ヒアリングから見えた評価全体に係る課題等

- ・一部の評価指標については、表現を修正する必要がある。
- ・市職員、センター職員ともに地域包括支援センターの業務の進め方について振り返るよい機会となり、お互いの情報共有が図れた。

基本情報

担当地区数	(雀宮・姿川・河内については複数包括にて担当)	43 地区
圏域の人口	(平成28年9月30日現在)	522,162 人
圏域の高齢者人口	(平成28年9月30日現在)	122,762 人
圏域の高齢化率		23.5 %
配置職員数	保健師	9 人
	看護師	30 人
	社会福祉士	40 人
	主任介護支援専門員	25 人
	その他(介護予防ケアプラン専任職員)	25 人

評価項目	評価の指標	できている		おおむねできている		一部できていない		できていない	
		数	割合%	数	割合%	数	割合%	数	割合%
事業計画	①市が提示した実施方針に沿った事業計画が立てられている	20	80	5	20	0	0	0	0
	②センター職員が協議して事業計画を立てている	20	80	4	16	1	4	0	0
	③定期的に計画の進捗確認を行っている	14	56	8	32	3	12	0	0
職員配置	①職員の配置基準を満たしている(3職種、センター長)	24	96	1	4	0	0	0	0
	②職員配置の際は、これまでの業務経験等を考慮し、適切な人材の配置に努めている	23	92	2	8	0	0	0	0
3職種のチームアプローチ	①ミーティング等を計画的に開催し、地域や高齢者の情報などを共有している	23	92	2	8	0	0	0	0
	②支援が困難なケースは複数の職員(職種)で対応している	22	88	3	12	0	0	0	0
	③主担当者が不在の場合も対応できるように相談記録等の情報が適切に保管・管理できている	17	68	8	32	0	0	0	0
職員の資質向上	①研修への参加やセンター内の勉強会の機会を確保している	18	72	6	24	1	4	0	0
	②研修内容をセンター内で復命している	20	80	5	20	0	0	0	0
個人情報保護	①「宇都宮市個人情報保護条例」等に基づき、個人情報の保護に努めている	23	92	2	8	0	0	0	0
	②個人情報を含む書類等が適切に管理されている	23	92	2	8	0	0	0	0
	③利用者が安心して相談できるような、プライバシーに配慮した態勢の整備を行っている	20	80	3	12	2	8	0	0
苦情対応	①対応結果の記録を残している	17	68	8	32	0	0	0	0
	②苦情の内容と対処についてセンター内で共有し、再発防止に努めている	18	72	7	28	0	0	0	0
24時間体制の確保	①休日・夜間の連絡体制が確保されている	25	100	0	0	0	0	0	0
	②連絡網等の対応方法が整備されている	23	92	1	4	1	4	0	0
公正・中立性の確保	①職員が公正・中立な運営に努めている	25	100	0	0	0	0	0	0
	②個別支援にあたり、サービスが特定事業者に偏らないよう配慮している	24	96	1	4	0	0	0	0
報告・届出書等	①事業報告書等を期日までに提出している	17	68	5	20	3	12	0	0
建物設備等	①地域住民に分かりやすい看板や案内表示を掲示し、高齢者等が立ち寄りやすい場所に事務所を設置している	14	56	9	36	2	8	0	0
	②事業の実施に必要な事務室・相談室を備えている	19	76	5	20	1	4	0	0
	③機械警備や施錠できる保管庫を設置し、セキュリティが確保されている	21	84	4	16	0	0	0	0
	④事業に専ら使用するパソコンを事務室内に常設し、インターネットに接続でき、電子メールを送受信できる	23	92	2	8	0	0	0	0
	⑤事業に専ら使用する電話回線を設置している	24	96	1	4	0	0	0	0
	⑦経理に関する帳簿等、必要な書類を備え付け決められた期間保存している	25	100	0	0	0	0	0	0

1 総合相談支援業務

業務実施状況等評価	地域におけるネットワークの構築	①社会資源マップ、リストを作成し、新たな情報を更新している	10	40	9	36	6	24	0	0
		②地域の保健事業・活動、生涯学習事業、自主活動などを把握している	7	28	15	60	3	12	0	0
	実態把握	①高齢者の集まる地域活動等へ参加し、情報収集を行っている	17	68	7	28	1	4	0	0
		②積極的に戸別訪問等を実施している	7	28	11	44	7	28	0	0
	総合相談	①ワンストップ相談窓口として適切なサービス・機関を紹介できる体制を整えている	22	88	3	12	0	0	0	0
		②相談には速やかに対応し、信頼関係の構築に努めている	24	96	1	4	0	0	0	0
		③的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している	24	96	1	4	0	0	0	0
		④定期的にモニタリングを行っている	13	52	11	44	1	4	0	0
		⑤総合事業の利用が適当であると考えられる高齢者に対し、チェックリストを行い、事業対象に該当した場合は介護予防ケアマネジメントにつなげている	22	88	3	12	0	0	0	0
		⑥障がい者からの相談に対して関係機関につないでいる	20	80	5	20	0	0	0	0
周知活動	①地域住民へセンターの周知活動を行っている(広報紙、出張相談等)	19	76	4	16	2	8	0	0	
	②認知症サポーター養成講座を開催している	16	64	7	28	1	4	1	4	

評価項目	評価の指標	できている		おおむねできている		一部できていない		できていない	
		数	割合%	数	割合%	数	割合%	数	割合%
2 権利擁護業務									
成年後見制度の活用促進	①高齢者の判断能力や生活状況を把握し、制度利用の必要性を判断している	18	72	6	24	1	4	0	0
	②相談に適切に対応し、申立ての支援を行っている	16	64	8	32	1	4	0	0
	③制度について普及啓発活動を行っている	10	40	12	48	1	4	2	8
高齢者虐待予防等の普及啓発	①虐待防止と早期発見に繋げるために地域の会合等で周知活動（パンフレット配布など）を実施している	11	44	9	36	4	16	1	4
高齢者虐待への対応	①相談・通報に対し、速やかに対応し市に連絡・報告を行っている	22	88	3	12	0	0	0	0
	②市、適切な機関と連携し、チームで役割分担を行い、対応している	18	72	7	28	0	0	0	0
	③本人だけでなく養護者に対する相談指導及び助言その他必要な措置を行う	17	68	6	24	2	8	0	0
困難事例への対応	①困難事例を把握した場合にセンター内で情報共有している	20	80	5	20	0	0	0	0
	②地域のネットワークや地域ケア会議などを活用し、関係機関等と連携しながら対応している	18	72	7	28	0	0	0	0
消費者被害の防止	①消費生活センターと連携し、消費者被害情報を把握している	10	40	11	44	3	12	1	4
	②消費者被害情報について、地域の民生委員や介護支援専門員等へ伝達、連携を行っている	9	36	11	44	2	8	3	12
	③消費者被害に関する広報活動を行っている	10	40	14	56	0	0	1	4
3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務									
包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築	①地域の関係機関、医療機関と連携して、意見交換会や研修会、事例検討会等を行っている	14	56	8	32	3	12	0	0
	②地域の保健・医療・福祉サービス(インフォーマルサービス含む)との連携体制を作っている	11	44	11	44	3	12	0	0
地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用	①介護支援専門員に対して日常的個別相談による支援し、助言・指導等を行っている	19	76	5	20	1	4	0	0
	②支援困難事例のうち、地域にある多職種が協働し支援内容について検討する地域ケア個別会議を開催している	10	40	6	24	5	20	4	16
	③介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会、情報交換、意見交換の場を設定している	16	64	8	32	1	4	0	0
4 地域ケア会議開催業務									
地域ケア会議	①連合自治会単位で地域の課題を検討する地域ケア会議を開催し、地域が抱える課題やニーズを把握している	14	56	8	32	3	12	0	0
地域ケア個別会議	①個別事例について議論する地域ケア個別会議を開催し、問題解決につなげている	13	52	5	20	5	20	2	8
	②個別ケースの状況に応じて、センター以外の医療従事者等の多職種が協働・連携して、課題解決に向けを支援している	11	44	8	32	2	8	4	16
5 介護予防ケアマネジメント									
介護予防ケアマネジメント	①本人や家族の意向を確認しながら、支援ニーズを特定し課題を分析している(適切なアセスメント)	21	84	4	16	0	0	0	0
	②高齢者の生活自立能力を維持・向上させながら、フォーマルサービスやインフォーマルサービス等を組み合わせたケアマネジメントとなっている(自立支援型の介護予防ケアマネジメント)	14	56	10	40	1	4	0	0
スムーズな引継ぎ	①自立になった場合は、自主グループ等の通いの場等につなぐとともに、悪化(要介護)した場合は、支援の継続性に留意し、スムーズに移行できるよう、居宅介護支援事業所に引き継いでいる	18	72	7	28	0	0	0	0
6 一般介護予防・任意事業等									
介護予防教室開催業務	①小学校区を基本とし、高齢者が参加しやすい場所を設定している	17	68	6	24	2	8	0	0
	②教室終了後も参加者が継続して介護予防に向けた取組を行えるよう配慮している	18	72	5	20	2	8	0	0
地域介護予防活動支援業務	①自主活動グループが主体的かつ継続して活動できるよう支援を行っている	20	80	4	16	1	4	0	0
家族介護教室開催業務	①介護者のニーズに合わせた内容で開催している	18	72	6	24	1	4	0	0
	②教室開催の周知を行っている	22	88	3	12	0	0	0	0
ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業	①安否確認対象者について、毎月1回以上の定期的な安否確認を行っている	24	96	1	4	0	0	0	0
7 その他の業務									
在宅医療・介護連携の推進に向けた取組	①医療関係者と合同の意見交換会や勉強会に参加している	19	76	5	20	1	4	0	0
	②担当圏域で、在宅医療を行う医療機関を把握している	18	72	7	28	0	0	0	0
認知症高齢者等支援	①認知症疾患医療センターと連携している	13	52	9	36	1	4	2	8
	②地域における認知症のサポート医を把握している	17	68	7	28	1	4	0	0

地域包括支援センターの事業評価について

◎ 趣 旨

地域包括支援センター事業評価の評価方法等について協議するもの

1 目的

地域包括ケアシステムを構築していくにあたり、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たす地域包括支援センターはますます重要となることから、市が定める事業実施方針に基づく実施状況について、一定の基準により定期的に評価するとともに、その評価結果を基に継続的に改善し、質の向上を図ることで、地域包括支援センター運営事業を効果的・効率的に推進していくことを目的とする。

2 基本的な考え方

保険者（市）とセンターが問題点や課題について、共通認識を持って運営できるようなツールとする。

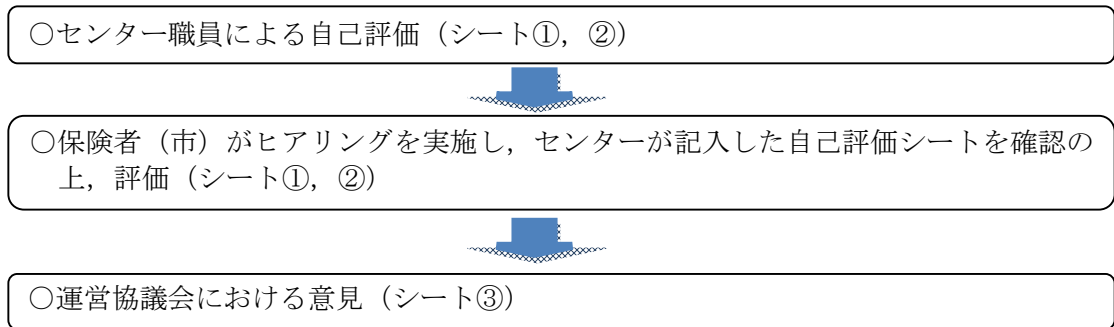
- ・25箇所センターの標準化や業務委託の範囲・内容の明確化を図る（保険者の目的）。
- ・センターにおける共通基準による行動の効率化、職員の品質意識の向上（受託者の目的）。

3 評価方法（案）

(1) 評価項目（地域包括支援センター運営事業に関する評価シート）

シート	内容（評価項目）
ア運営体制等評価シート（シート①）	センターの設備、職員配置、研修体制等、センターの運営の基本となる事項について、評価するもの
イ業務実施状況評価シート（シート②）	保険者（市）が定める運営実施方針及び契約書・仕様書に基づき、センター業務の実施状況について評価するもの
ウ総合評価シート（シート③）	<ul style="list-style-type: none"> ・上記シート①、②を基に、保険者（市）とセンターがそれぞれ評価のまとめを記入 ・保険者（市）の評価に対して、運営協議会による意見をもらうために使用

(2) 評価の流れ



4 スケジュール

平成29年	5月24日	センター担当者会議
	7月20日	センター長会議
	7月26日	運営協議会において協議
	10月～	試行的に、上半期の運営について評価の実施
	12月～	試行結果を反映して、保険者（市）の案を作成
平成30年	2～3月	運営協議会の意見を聴取し、決定
	4月～	実施（指標等は定期的に見直し）

地域包括支援センターの事業評価（運営協議会による評価）について

◎ 趣 旨

運営協議会による地域包括支援センター事業評価審査および評価の仕組みについて協議するもの

1 運営協議会による評価（審査）

地域包括支援センターが行った自己評価，市によるヒアリング結果をもとに，地域包括支援センター毎に総合評価シート（シート③）にまとめた。その評価をもとに，運営協議会による総評（案）について，意見をいただく。

※各包括において好事例と思われる場合は，推薦する。

2 評価の仕組みについて（協議）

(1) 仕組みについての課題

報告事項 - 資料3 参照

(2) 評価結果の活用方法（案）

- ① 個別指導
- ② 事業実施方針へ反映
- ③ 仕様書へ反映 等

今回実施した自己評価やヒアリングを踏まえて，次年度の地域包括支援センター事業実施方針や，事業業務委託仕様書等に反映していく。

(3) スケジュール

平成30年	4月～	実施 (指標等は，新規業務や国からの通知を踏まえ，定期的に見直し)
	10月	地域包括支援センターによる自己評価 (上半期を対象として実施)
	11月～12月	自己評価に基づくヒアリング
平成31年	2月	運営協議会による評価・審議

【意見をいただきたい点】

- (1) 活用方法について
- (2) 評価の仕組み全体の改善点（指標，スケジュールなど）
- (3) その他

- ①大きく期待水準以上の運営ができており、今後も、この評価結果を活用し、事業の向上に努めてほしい
 ②期待水準以上の運営ができており、今後も、この評価結果を活用し、事業の向上に努めてほしい
 ③期待水準の運営ができており、今後も、この評価結果を活用し、事業の向上に努めてほしい
 ④期待水準以下の運営であり、改善が必要な点があり、今後も、この評価結果を活用し、事業の向上に努めてほしい
 ⑤大きく期待水準以下の運営であり、今後も、この評価結果を活用し、事業の向上に努めてほしい

包括名	総評 (案)	アピールポイント	運営協議会意見	好事例 推薦	包括名	総評 (案)	アピールポイント	運営協議会意見	好事例 推薦
御本丸	③	単位自治会ごとに、関係団体とともに地域内を実際に歩き、地区把握に努めている			緑が丘・陽光	③	地域の行事等に積極的に参加し、顔の見える関係づくりから活動している		
ようなん	③	毎週、症例検討会を実施し、3職種によるチームアプローチ体制の構築強化を図っている			砥上	③	多職種が参画する地域ケア会議を発足することができた		
きよすみ	③	ひとり暮らし高齢者の情報を地図上にプロットし、情報の見える化を図っている			姿川南部	③	職員間での情報共有を密に図るようし、ケース支援がスムーズに行えるよう努めている		
今泉・陽北	③	職員間の情報共有を密に図り、チームアプローチを実践している			くにもと	③	地域行事に積極的に参加し、顔なじみの関係を作っている		
さくら西	③	地域の行事等に積極的に参加し、地域の人たちと顔の見える関係を作っている			細谷・宝木	③	地域でマップ作りを行い、細かい情報収集をしながら、地域と顔の見える関係づくりに努めている		
鬼怒	③	地域行事に積極的に参加し、地域と連携を図ることで、地域主体の活動を後方支援している			富屋・篠井	③	地域行事に積極的に参加し、顔の見える関係づくりに努めている		
清原	③	今年度、協議体を発足し、地域包括ケア実現に向け積極的に取り組んでいる			城山	③	地域に積極的に出向き、密着した活動を行っている		
瑞穂野	③	地域連携に重点を置き、地域の情報が入りやすい環境づくりを心がけている			豊郷	③	市民が相談しやすい環境づくり、事業所及びケアマネとの情報交換会や勉強会を実施している		
峰・泉が丘	③	地域住民が立ち寄りやすく、相談しやすいセンターづくりに努めている			かわち	③	地域団体と連携が図れており、公民館単位での介護予防活動も充実している		
石井・陽東	③	単位自治会ごとに見守り会議や、多職種の会の開催など、地域と密着した活動を行っている			田原	③	単独設置するなど、地域住民が相談しやすい体制づくりに努めている		
よこかわ	③	地域団体や事業所と顔の見える関係づくりから一歩進んで、協働できる体制づくりを目指している			奈坪	③	地域との関係を大切にしており、3職種間の連携やチームワークで協働している		
雀宮	③	医師がセンター長であり、事業への医師の出席等、医療との協働・連携が図っている			上河内	③	地域団体の会議等に出席し、顔の見える関係を築き、ワンストップ窓口として対応している		
雀宮・五代若松原	③	地域包括ケアシステムに向けて、積極的に地域の人たちと取り組んでいる							

○ 実施方針策定趣旨

地域包括支援センターにおける運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑な実施に資することを目的として策定する。

○ 地域包括支援センターの設置目的

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置するものである。」（介護保険法第115条の46）

○ 設置主体

宇都宮市は、地域包括支援センターの設置責任主体として、地域包括支援センターの設置目的を達成するために体制整備等に努め、その運営について支援していく。具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組方針について、宇都宮市と地域包括支援センターが共通認識のもと、共同して適正な運営に努める。また、「基幹相談支援センター」を設置し、市内5ブロックの地域内の連携を強化しながら、センター間の総合調整、困難事例に対する支援などセンターのバックアップを行い、さらに地域包括支援センターの存在や役割を市民に十分周知していく。

運営上の基本的な考え方

【地域性の視点】

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な存在であるために、担当圏域の地域特性や地域の実情を踏まえた事業運営を行う。

【公益性の視点】

介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

【協働性の視点】

センターの職員が、連携・協働の事務体制を構築し、業務を遂行するチームアプローチを心がける。

- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で健康で生きがいをもち、安心して自立した生活を送ることができるよう、地域の拠点として、介護・保健・福祉など様々な面から総合的な支援に取り組む
- 地域住民や多職種の参加による地域ケア個別会議を実施し、高齢者の自立した生活を支援する
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、その中核機関として、介護予防をはじめ地域内の様々な取組に対する支援を行い、地域ケア力の向上に努める

2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けた包括的支援体制づくりの推進

- ◎ 地域ケア会議や第2層協議体を活用した地域ネットワークの充実と地域課題の把握・解決
 - 地域の特性や住民特性、課題等の実情の把握
 - 地域住民との協働による課題解決の取組（見守り・生活支援等）
- ◎ 関係機関、医療機関等との連携
- ◎ 地域の社会資源やニーズの把握により多様なサービスにつなげる
- ◎ 公的サービスのみならず多様な社会資源の情報収集・活用
- 地域住民への積極的な広報
- 地域の介護支援専門員への支援
 - 多職種協働によるケアマネジメント支援

権利擁護事業の推進

- ◎ 権利擁護に関する普及啓発
 - 消費生活センターとの連携による特殊詐欺や消費者被害の防止
 - 高齢者虐待防止の啓発・成年後見制度の周知
- 高齢者虐待への対応
 - 地域住民、関係機関との連携による早期発見・早期対応
- 成年後見制度利用に向けた支援
 - 関係機関との連携、申立が困難な方への支援（市長申立へのつなぎ）

総合相談

- ◎ 相談支援の充実
 - 身近な地域でのワンストップ対応
 - 様々な相談内容について、総合的に相談できるよう関係機関と連携

地域ケア会議の開催

- 個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等を中心に、包括的支援事業を効率的・効果的に行うために、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげるため、地域ケア会議を行う。
 - 多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を支援する
 - 個別ケースの課題分析等を積み重ね、地域に共通した課題を明らかにするとともに、把握された地域課題の解決策の検討を行う
 - 認知症初期集中支援チームとの一体的な実施

第2層協議体

- 地域の多様な主体間の情報共有及び連携・協働により、地域課題の把握や資源開発を行う

介護予防の推進

- ◎ 早期の介護予防につなげる取組
 - 介護予防の普及啓発
 - 市の健康づくり部門と連携し、地域の保健師との情報共有や健康教育と一体的な介護予防の実施
- ◎ 地域主体の介護予防活動への支援
 - 地域における自主活動グループの立ち上げや、活動の継続に向けた支援
- 介護予防ケアマネジメント
 - 総合事業による多様なサービスを組み合わせた「個々の高齢者の自立支援」を念頭に置いたケアマネジメント

認知症高齢者等対策の充実

- ◎ 認知症初期集中支援チームへの参加
 - 認知症初期集中初期支援チーム員として参加し、対象者の状態や環境等のアセスメントによる課題解決に向けた支援
- 認知症サポーター養成講座の開催
 - 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発
- 認知症予防の推進
 - 介護予防の推進と連携して実施
- 認知症の人やその家族を支えるための相談機能の充実
 - 家族の会、介護者の会などの関係団体との連携
- 認知症介護者への支援
 - 家族介護教室・交流会の開催など

事業評価シートによるセンター職員の自己評価や市（基幹相談支援センター）のヒアリングを活用し、当実施方針に沿った事業の進捗を確認しながら継続的に改善に取り組み、各事業を効果的・効率的に実施していくとともに、運営協議会による評価を行う。